



Title	最高裁判所判例研究
Author(s)	吉田, 邦彦
Citation	北大法学論集, 38(4), 373-387
Issue Date	1988-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16589
Type	bulletin (article)
File Information	38(4)_p373-387.pdf



[Instructions for use](#)

最高裁判所判例研究

民法四六七条二項により劣後する譲受人（仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含む）も債権の準占有者に当たり、それに対する弁済にも民法四七八条の適用があるが、弁済に過失がないと言うためには、優先譲受人の債権譲受人が又は對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情等の相当の理由が必要である——債権譲渡の解除（後に無効とされる）の譲渡人からの通知後に、同一債権につき仮差押命令及び差押・取立命令を取得した者に対する弁済に過失があるとされた事例

民法四六七条二項、四七八条

昭和六年四月二二日第二小法廷判決（昭和五七年（オ）二七二号、渥美運輸株式会社 対 破産者樽前運輸有限公司社破産管財人藤野義昭、運送代金請求事件）民集四〇巻三号五五八頁

〔事実及び判旨〕 (1) X社（原告・控訴人・上诉人）は、経営難に

なったA社への融資の担保として、AのY社（旧被告・旧被控訴人・旧被上诉人）に対する運送代金債権五十一万余円（五四年七月までの分を、昭和五四年六月二七日に譲受け、それについては確定日付ある書面にて通知され（六月二八日頃にYに到達した）、同年七月六日にはその一部である二六六万余円がXに支払われていたところ、次のような事情から、Y社は、同年一月二一日に残代金のかんりの部分である二二五万余円を、A社の差押・取立債権者であるBに支払ってしまったというのが本件である。すなわち、——①同年七月末には、X社は融資を打ち切ることとなり、A社は翌八月八日頃に、資金援助契約に関するXの債務不履行を理由に、A—X間の債権譲渡を解除し、Yにその旨の通知がなされた。②そして同年八月一五日には、BはAの運送債権につき札幌地裁にて仮差押命令を取得した。③しかしその後、同年九月一日頃にAは、前記解除原因につき誤解

料があつたとして右解除の撤回をし、その旨Y社に通知した。④
他方X社は、同年九月二八日頃に支払催告書で残額の支払請求
をし、その後も口頭で請求していたが、⑤Bが同年十一月一日
に差押・取立命令を得たために、⑥YはXに対して十一月二
日に、「本債権譲渡は、Aが解除し、その後第三者「B」の差押
という複雑な事情にある」と回答したに止まつた。——以上の

ような状況の下でY社は、譲渡解除により債権がAに復帰する
と信じていたところ、撤回の通知を受けてAの態度に不審を抱
かないわけではなかったが、A社代表者に架電しても不在で問
い質しでもできずに過ぎるうち、裁判所の公権的判断（差押・取立
命令に過誤なきものと考えて、同命令に従つたというものであ
る（なお、江別市の零細会社であるYには供託の知識もなかつたとさ
れている）。そこで、X社はY社に対して、残額二四四万余円の
支払を請求した。

(2) 第一審（名古屋地豊橋支判昭和五六年三月二四日金商七五〇
号一三頁）は、「Bが運送代金債権の取立権者としての外形を有
することは明らかで右債権「者」の準占有者というべきであり、
……「準占有者に取立」権限あると信ずるにつき過失のないこ
とを必要とする」と解されるが、右過失の有無は、弁済者の認識
した状況から一般通常人の知識、判断能力を基準として判断す

るのを相当とする……本件の如き仮差押決定及び債権差押、取
立命令……の趣旨に副つて債権の取立権限者とされる者を正當
に取立権限を有する者と信じた点において過失ある者とするこ
とは相当でなく、これは、……「弁済者が供託により免責され
る」ことを知らず、これをなさなかつた場合においても同様に
「解する」と述べて、請求を棄却した。そこでXは控訴して、新
たに、自分は民法四六七条の對抗要件を具備しており、唯一の
債権者であり、Bは債権の準占有者ではなく、また、Bを債権
者と信じたことには過失があると述べた。これに対して、原審
（名古屋高判昭和五六年二月二日）は、「債権譲渡契約の解除
は、解除原因たるX社の債務不履行の事実が認められないから
無効であるばかりでなく、……解除に伴う債権のA社に対する
復帰についてX社からY社に通知がなされた事実の主張、立証
がないから、Y社はX社が債権者たる地位を失つたことを主張
することができないことが明らかである。したがつて、……「民
法四六七条二項により」X社が唯一の債権者であり、Bの得た
仮差押決定及びこれに続く本差押並びに債権取立命令は、……
無効であつた」としつつも、その余については、第一審判決を
引用し、Bを債権の準占有者とし、Yには過失がなかつたとし
て、控訴を棄却した。

X上告。上告理由として第一に、昭和七年大審院判決(大判昭和七年五月二四日民集一一卷一〇二二頁後述①)を引用しつつ、民法四六七条の對抗要件制度の趣旨に鑑みて、劣後する者「B」が債権の準占有者と認められず、そうでなければ、確定日付により債権の帰属の優劣を決することとした趣旨が没却されるとし、さらに重複差押における転付債権者への弁済に民法四七八条を適用しない最高裁判決(最判昭和四〇年一月一九日民集一九卷八号一九八六頁)も引いている。また第二に、Yの弁済は「善意」でなく、仮にそうだととしても、Xへの照会その他の調査、供託をなすべきであり、過失があるとしている。

(3) 上告審係属中に、Y社に対して札幌地裁にて破産宣告が出され(昭和五九年二月一七日)、破産管財人Y(新被上告人)はX社の届出債権につき異議を申し立てており(昭和六一年二月三日)、Xは破産債権確定の訴への変更を求めた(同年二月二四日)のに対し、最高裁は、管財人Yが代金給付訴訟を受継した本件の下で、訴の変更を肯定し、自判して、異議のあったXのY社に対する破産債権二六〇万余円の存在を確定させた。

「二重に譲渡された指名債権の債務者が、民法四六七条二項所定の對抗要件を具備した他の譲受人(以下「優先譲受人」という)よりのちにこれを具備した譲受人(以下「劣後譲受人」といい、「譲

受人」には、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含む。)に対してした弁済についても、同法四七八条の規定の適用があるものと解すべきである。思うに、同法四六七条二項の規定は、指名債権が二重に譲渡された場合、その優劣は對抗要件具備の先後によって決すべき旨を定めており、右の理は、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者との間の優劣を決する場合においても異ならないと解すべきであるが(昭和四七年(オ)第五九六号同四九年三月七日第一小法廷判決・民集二八卷二号一七四頁参照)、右規定は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまですべて定めているものとはいえず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきものであり、債務者が、右弁済をするに於いて、劣後譲受人の債権者としての外観を信賴し、右譲受人を眞の債権者と信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失のないときは、債務者の右信賴を保護し、取引の安全を図る必要があるので、民法四七八条の規定により、右譲受人に対する弁済はその効力を有するものと解すべきであるからである。そして、このような見解を採ることは、結果的に優先譲受人が債務者から弁済を受けえない場合が生ずることを認めることとなるが、その場合にも、右優先譲受人は、債権の準占

有者たる劣後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求めると等により、對抗要件具備の効果を保持しえないものではないから、必ずしも對抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにすることにはならないというべきである。

それゆえ、原審の確定したところによれば、本件債権部分の二重の譲受人と同視しうる立場にある「X」と「B」の対抗関係における優劣は、譲渡人である「A」の確定日付のある文書による本件譲渡通知の「Y」に到達した日時と前記仮差押命令が「Y」に送達された日時の先後によるべきものであって、「X」が唯一の債権者であり、「B」の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令は、「A」に帰属しない債権を対象としたものとして、「X」に対してはその効力を主張しえず、無効であったが、右仮差押命令等を得た「B」は本件債権部分の取立権者としての外形を有し、右債権の準占有者に当たるといふことができるから、同人に対する弁済につき民法四七八条の規定の適用があるものというべきである。」

さらに、民法四七八条の「善意」とは、弁済者において弁済請求者が真正の受領権者であると信じたことをいうものと解すべきで、Bに正当な取立権限を有すると信じたYは「善意」であったとした後に、次の如く「過失」の有無を検討する。

「民法四六七条一項の規定は、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の對抗要件を先に具備した優先譲受人に對抗しえない旨を定めているのであるから、優先譲受人の債権譲受行為又はその對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであって、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるものである。したがって、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を眞の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。そして、原審の確定したところによれば、「A」の本件譲渡通知の「Y」に対する到達日が「B」の得た本件債権仮差押命令の「Y」への送達日よりも早かつたというのであるから、債務者である「Y」としては、少なくとも、準占有者である「B」に弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があったというべきであつて、「B」の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの

一事をもつて、いまだ「Y」に「B」が真の債権者であると信するにつき相当の理由があつたということはできないから、「Y」が、前示のとおり、前記債権差押・取立命令等を発した裁判所の判断に過誤なきものと速断して、取立権限を有しない「B」に対して弁済したことに、過失がなかつたものとすることはできない。」

【評釈】 一 本判決は、民法四六七条二項によれば劣後する債権譲受人(但し、本件は仮差押命令及び差押・取立命令を得た取立債権者のケースであるが、最高裁はそれを包摂するものとして「譲受人」を用いている)に対して弁済した債務者は、民法四七八条により保護されるか、という従来それ程議論がなされていなかった問題に関する最初の最高裁判決であり、これは、民法四六七条二項による優劣決定と債務者の判断(認識)とにズレがあつた場合に、前者をどれだけ貫くか、という理論的にも興味深い問題に関する判断が下されたものとして、注目される。

(1) まず、この領域における先例として参照されるべきものとして、次の大審院判決が存在する。①大判昭和七年五月二四日民集一一卷二〇二二頁 判民八〇事件我妻、新報四三卷一号片山——AはYに兵庫県飾磨郡に所在する養魚場を賃貸し、昭和三年度の賃料債権(五五〇円)を有しており、昭和三年八月

二二日にそれをBに譲渡し、二・三日後に口頭でその旨通知し、他方、Aの債権者Xは、同債権に対して同年九月二五日に差押・転付命令を取得した(それは、同年九月二八日午前二時半に到達した)が、YはBに対して昭和四年一月二二日、二月二五日に賃料全額を支払った(なお、A—B間の譲渡については、確定日付ある通知もなされており、それは、昭和三年九月二八日の午後二時から三時の間に到達している)ため、XはYに対して賃料請求したという事案。原審は、Bは債権の準占有者であり、Yは善意で弁済したから、その弁済は有効であるとしたため、敗訴したXは、民法四七八条では弁済者の無過失を要求すべきであり、Yには過失があるとして上告。大審院は、原判決を破毀自判して、「Bハ其ノ債権ノ譲渡ヲ以テ差押債権者タルXニ對抗スルコトヲ得サルヘク反テXハ転付命令ニ依ル本件債権ノ取得ヲ以テBニ對抗スルコトヲ得ヘク其ノ結果Bハ一旦取得シタル債権モ取得セサルコトト為リXカ唯一ノ債権者ト為ルニ至ル……Yノ弁済ヲ以テ債権ノ準占有者ニ対シテ為シタル善意ノ弁済ト解スルコトヲ得サル」とした。②大判昭和九年四月二六日新聞三七〇二号七頁——AのB他二名に対する玄米(小作米)引渡請求権がXに譲渡され、これにつき確定日付ある証書で通知がなされたが、その後Aの債権者Yが、右請求権を差押え、Bらはその執行と

して執達吏に玄米を引渡したため、Xが強制執行異議の訴を
したケース。大審院は、「Aハ債権者ニ非サルヲ以テ第三債務者「B
ら」カ右玄米ヲ執達吏ニ引渡スモ弁済ヲ為シタルモノト看做ス
ヲ得サル……引渡請求権ハ完全Xニ移転シタ」として、Yの上
告を棄却した。

すなわち、これらの判決は、民法四六七条二項により第三者
に対抗できる譲受人が唯一の債権者となり、逆に対抗できない
譲受人は債務者に対しても対抗できないと述べて、従来の判例
を変更した大正八年の連合部判決（大連判大正八年三月二八日民
録二五輯四四一頁ジュリ一五一号我妻、民法判百（初版）II三四事件
半田——優先譲受人からの支払請求に対し、債務者は拒絶できない
としたケースである）の趣旨を受けて——ないしは、そのコロラ
リーとして——、民法四六七条二項の対抗要件による優劣の規
律を債務者にも要求し、劣後譲受人に対する弁済につき、民法
四七八条の保護を否定したものである（なお、対抗要件制度を
同様に貫徹させるものとして、東京地判昭和四三年一月二九
日金法五三六号二四頁がある。これは、Y社平塚工場に対して
四五万余円の給食代金債権を有するA社は、昭和四二年七月二
五日に同債権をXに譲渡し、七月二六日付で平塚工場長「荒井」
宛に通知がなされ、翌二七日に到達したが、「荒井」は工場長代

理にすぎず、Y工場長「見常」は出張中のため、七月二九日に
至り初めて譲渡通知を知るに至った。他方でA社は七月二八日
にY社に代金の取立に来ており、Yはそれに応じて支払った（な
お、Aは八月一日付書面で譲渡していない旨の通知をしている）た
め、Xが代金請求したケース。裁判所は、Y社の係員の現実の
了知の有無にかかわらず、譲渡通知は到達（七月二七日）と同時
に効力が生じたとし、「債権譲渡とその通知があった以上、……
旧債権者は債権の準占有者でない」と解すべきである。ただしそ
のように解しないと債権譲渡の対抗要件の規定によって債権者
を画的に定めようとする法律の趣旨に反するからである。」と
述べ、また仮に準占有者であるとしても、Y社が無過失である
とはいい難いとした）。

もつとも、質貸人の地位の譲渡に関わるものであるが、民法
四七八条の保護の余地を認めた③大判昭和八年五月二〇日裁判
例（七）民事一二三頁がある。すなわち、家主AはYに対して
質料債権を有していたが、Aは代物弁済として本件家屋を、昭
和四年一月二二日にXに譲渡し、Xは昭和五年一〇月一日に
保存登記を経由し、それにより質貸人の地位は承継されたとき
れるが、Aに対して債権を有する地主Bは、右質料債権につき、
昭和六年七月二〇日に差押・取立命令を得てYに請求したため

に、YはBに質料を支払った事例につき、「Bは」外觀上恰モ質貸人トシテ質料ノ請求ヲ為スト異ルコトナク所謂債權ノ準占有者タルヲ失ハサル……原審ハ……債權ノ準占有者ニ関スル法則ヲ誤解シタカ又ハ審理不尽ノ違法アルヲ免レサル」として、Yの上告が容れられて破毀差戻された。また、下級審裁判例の中には、同種の事案において、民法四七八条の適用を肯定したものがあつた(④東京地判昭和三五年八月三〇日下民集一一巻八号一八〇九頁——X社は、A社のY社に対するビニール加工等による売掛金債權を昭和三三年五月頃に譲り受け、同年五月一三日の確定日付ある内容証明郵便にてその旨通知され、それは翌一四日午後二時半頃Y社の守衛詰所へ配達されたが、名宛人(旧代表取締役)の転職を理由に転送が指示されたため翌一五日午前一〇時半頃転送された(そして結局Y社が現実にもその通知を了知したのは六月三日である)。しかし他方で、Bも同一債權を譲り受け、その旨の通知は同年五月一四日午後六時四〇分に到達し、その後BはYに対して代金請求の訴を提起したので、Yはその旨Xに通知し、自らも抗争したが、敗訴判決を受けてそれに従つて翌三四年五月七日に弁済した。そこでXがYに代金請求したというものである。判決では、A—X間の譲渡の通知は、昭和三三年五月一四日午後二時半の時点でY社の了知し

うべき状態に置かれたものであり、この時Y社に到達したと述べ、Bのための債權譲渡はXに対抗できないとされた。しかし、Yが有権的判斷に従つてBを眞の債權者と信じたことにつき何等過失の責むべきものがなく、債權の準占有者に対する弁済として有効であると斷じた。⑤大阪地判昭和四八年二月二三日判タ二九七号二七七頁、金法六九四号三三頁——AのY社に対する一五万余円の売掛代金債權は、一方で昭和四五年一月一九日にBに譲渡され(その旨の通知は、一月二一日付の内容証明郵便で通知されてその頃到達)、さらに同年三月九日にXに譲渡され(同日付の内容証明郵便で通知され、翌三月一〇日に到達)、他方で同年二月四日に、Aの債權者Cが同一債權につき差押・転付命令を取得した。そして、Aが同年二月一四日付で、A—Bの債權譲渡の通知は、印章の冒用により偽造されたもので、債權譲渡はなされていぬ旨の通知をしたこともあつて、Y社は同年二月二八日に、Aとともに訪れたCに対して弁済した。そこでXが訴えたというケースであるが、裁判所は、「YのCに対する」弁済は善意で債權の準占有者に対してなされたものと認められ、且Yに過失があつたとも認め難いので、実質上存在しない無効な債權差押及び転付命令に基づくものであつても弁済としての効力を有するものと解するのが相当である」とした。従つ

料
て、民法四七八条による債務者（弁済者）の保護に関する従来

の判例の立場は必ずしも統一的であつたわけではない。

資

(2) 次に学説を見ると、この点についてはさほど議論されて
いたわけではなく、ただ①判決を支持する見解が散見される位
であり、その理由としては、民法四七八条による保護を認める
と、債権譲渡の對抗要件制度の趣旨が破られるからと述べられ
ている（例えば、我妻『有泉』水本判例コンメンタールIV債権総論
（昭四〇）二八三頁、沢井裕・注釈民法②（昭四五）九六頁、石田喜
久夫・債権総論（現代法律学全集8）（昭五三）二四〇頁）。なお、①
の理解の仕方としては、對抗要件制度により劣後する債権譲受
人は「債権の準占有者」に当たらないと解するのが一般的であ
り（我妻・前掲評釈及び上掲各引用箇所）、これに対しては、やはり
同様の理解の下に、過失の有無の問題として論ずるべきである
との批判も出されている（弁済を有効としない結論には賛成する）
（片山・前掲批評、柚木『高木』判例債権法総論「補訂版」（昭四六）
四四一頁）が、①自体はこの点につき明言していないように思わ
れる（藤原・後掲批評九一四—九一五頁も指摘する）。

(3) このような状況の下で出された本判決は、第一に、民法
四七八条の適用について積極的な立場を打ち出し、また劣後讓
受人は債権の準占有者に当たるとし、その理由としては、債務

者の信頼を保護し取引の安全を図る必要性がある点及び優先讓
受人は債権の準占有者たる劣後讓受人に不当利得返還請求もな
しうるから必ずしも對抗要件に関する規定の趣旨をないがしろ
にすることにはならない点を述べている。そしてこの点で、従
来の主流的立場とは異なる見解が示されたことと見ることができ
るが、先例との関係には言及されていない。しかし第二に、他方
で債務者の無過失要件の判断のレベルで、「民法四六七条二項の
規定に鑑み、債務者は優先讓受人に対して弁済すべきである
として、對抗要件制度の趣旨を反映させ、結局債務者が保護さ
れるのは、優先讓受人の債権讓受行為又は對抗要件に瑕疵があ
るためその効力を生じないと誤信してやむを得ない事情がある
など」の相当な理由がある場合に絞っている。従つて、実質的
にはそれ程大きな変更があつたわけではない。しかも本件の解
決としては、「Bの得た仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所
の発したものであるとの一事をもつて、いまだY社にBが真の
債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたということでは
できない」と述べて、結論的には、一・二審判決とは逆に、Y
の保護を否定する立場に変更されていることに注意すべきであ
る。

二 本判決では、やや一般的な議論が展開されているが、以

下では、本件の事案に即しつつ、その法律構成なり結論を再検討することとしたい。

(1) まず本件では、A—Xの譲渡の通知及びBの仮差押命令は、各々六月二八日、八月二五日頃にY社に到達しており、競合する譲受人相互の優劣の判断自体は、あまり困難を伴うものではない。それゆえ、後述する事情(二)(3)参照を捨象するならば、この優劣決定を債務者に要求しても、さほど問題はないと言える事案であり、この点は民法四七八条による債務者保護に対しては消極的に働くであろう。

従つて、右決定がやや微妙で、それを債務者に判断させることには無理もなない場合(例えば、①では、優先するとされた転付債権者の転付命令が、債務者に現実に到達したのは、その主張によれば、九月二九日であり、劣後譲渡の通知の到達よりも後ということになり、また、④でも、優先するとされた債権譲渡の通知が現実に知らされたのは、劣後譲受人のそれよりも後である)と本件とは事情が異なり(この点、池田・後掲評釈一八三頁では、①の事案に民法四七八条を適用することは、對抗要件制度とより強く衝突するとされるが、疑問が残る、前者についてどう考えるかは、本判決の射程外となるが、以下に問題になりそうな場面につき付言しておく。まず第一に、同時到達の場合には、債務者はいずれの譲受人に

支払つてもよいとするのが判例であり(最判昭和五年一月一日民集三四卷一四二頁)、民法四七八条によるまでもなく、弁済した債務者は免責されることになる。そして第二に、それ以外の場合には、確定日付の先後ないし到達の先後で債務者に判断させるのが原則となろうが、到達までにトラブルがあつた場合には、デリケートである。裁判例で説かれるように、債務者の現実の了知に把握される必要はないと思われるが、場合によつては、民法四七八条の適用の余地があるのではなからうか。なお第三に、對抗要件制度を形式的に適用する限り優先することになる譲受人が、先行する債権譲渡を認識し、劣後譲受人に対して害意があつたような場合をどう考えるかという問題も存在する。これは、背信的悪意者排除の法理とも繋がるものであり、對抗要件制度それ自体の修正の問題と言うことができる(譲受人相互間の問題は、民法一七七条の場合とパラレルに論じうるが、対債務者関係の規律は、債権譲渡固有の問題である)が、仮に悪意の優先譲受人を保護しないと解するならば、悪意が不実の場合でもそう信ずることにやむを得ない事情があるときには劣後譲受人への弁済は民法四七八条で有効になると考えることもできよう(悪意であることが事実であれば、劣後譲受人に債権が帰属することとなり、四七八条を論ずるまでもないであろう。なお、前述した裁判

例のうち、この点を論ずる余地があるのは、弁済先の劣後譲受人の債権譲渡が先行する①のケースである。ここでは問題の指摘に止めた。

(2) 次に、Bに対する仮差押命令及び差押・取立命令という形での裁判所の関与という点を、民法四七八条の判断に際して、どれだけ斟酌するかという問題がある。確かに一般論として、公権力の関与があることは、債権の準占有者性及び民法四七八条による弁済の保護を肯定する方向に作用すると言うことができ、無効な転付命令の転付債権者に対する弁済に民法四七八条

を適用した事例はいくつか存在する（大判大正十一年一月一日民集一卷八五一頁、大判昭和三年五月三〇日新聞二八九二号九頁、大判昭和七年七月六日裁判例（六）民事二〇九頁、福岡高判昭和三七年二月二七行裁判集一三卷二号二二五頁、水戸地判昭和四九年八月一三日判タ三二〇号二二七頁、東京地判昭和五〇年五月一〇日判時八一〇号六三頁）が、他方で、民法四六七条二項で劣後する転付債権者に適用したものはあまりなく（⑤が唯一のケースであるが、この事件にはかなり特殊な事情が関係している。なお、加藤（和）・後掲解説六六頁では、昭和七年判決（①）の理由は転付命令の特殊性に求められるとするが、①は転付債権者が民法四六七条二項でも優先するケースであり、転付命令をあまり強調することもできないように思わ

れる）、やはり判決に従って弁済する場合（④）とは事情が異なるように思われる。また、民法四六七条二項で優劣を決する際には、差押債権者も債権譲受人と同列に論じられている（例えば、仮差押命令につき、最判昭和四九年三月七日民集二八卷二一七四頁、差押・転付命令につき、最判昭和五八年一〇月四日金商六八五号三頁）のであるから、對抗要件制度が関連する限りでは、この点はそれ程重視しないという本件最高裁の立場にも一理あるようでもある。

しかし、他方で、③判決は劣後する取立債権者への弁済に民法四七八条の保護を認めており（但し、賃貸人の地位の譲渡の事案であるために、民法四六七条二項は問題にされていない）、また、重複差押の場合には、取立債権者への弁済について判例変更がなされて弁済者の保護がはかられ（最判昭和四〇年七月九日民集一九卷五号一一七八頁法協八三卷三号星野、民商五四卷三号於保、転付債権者への弁済の場合にも、民法四八一条により実質的に第三債務者の保護を否定する判例の立場（大連判明治四四年五月四日民録一七輯二五三頁、大判大正二年四月二二日民録一九輯二二四頁、大判昭和十二年一〇月一八日民集一六卷一五二五頁判民一〇八事件川島、最判昭和四〇年十一月一九日民集一九卷八号一九八六頁法協八三卷六号星野、民商五四卷六号樺）を批判して、民法四七八条に

よる債務者保護を説く見解が学説ではむしろ多数説である（川島・前掲評釈、我妻・新訂債権総論（昭三九）二七五頁、柚木Ⅱ高木・前掲書四三五頁、星野・民法概論Ⅲ（昭五三）二四七頁等。なお、吉田・光・後掲研究も参照）。そして、これらの議論とのバランス論で、本件のような差押・取立債権者Bへの弁済にも民法四七八条による保護が認められ、供託することは不要であると考えられることも可能である（研究会では、福永教授がこの点を強調された）が、やはり他方で、民法四八一条の場合と民法四六七条二項の場合とは同一に論じられないとの立論もなしうる（最高裁は、議論していないが、後説なのであろう）。もっとも、重複差押に関しては、民事執行法により供託義務が課せられるに至り（五六条二項）、それは自ずと民法四七八条の判断にも影響を及ぼし（平井・債権総論（昭六〇）一四〇頁では、供託義務に反する弁済には、民法四七八条の適用はないとされる）、この点でのバランス論も問題となるが、本件は、民事執行法施行前の事案であることに注意を要するであらう。

(3) そして第三に、本件では、Aによる債権譲渡の解除及びその通知——Bの仮差押——その後のAの解除撤回及びその通知、という特殊事情が存在しているが、原審で解除が無効とされたためか、最高裁では、一顧だにされていない。しかし、

これらの事実は、本件の解決の決め手とも言うべきものであり、弁済者の過失の有無を考える際にもつと注目されて然るべきではなかったか、というのが評釈者の率直な感想である。すなわち、第三債務者（弁済者）Yが、債権譲渡の解除〔債権のAへの復帰〕に関するA（の弁済士）からの通知を信頼してBに弁済したことが、どう評価されるかということである（この点で、債権譲渡を否定する通知があつた場合に、民法四七八条により弁済は有効になるとした⑤判決は、参考に値する）。

原判決は、この問題に関しては、ただ、「仮に解除が有効だとしても」解除につきX社からの通知の事実の主張・立証がないから、債務者Yは譲渡解除による債権のAへの復帰を主張できない」として片付けているが、やや簡に失し、必ずしもその趣旨は明らかではないので、以下ではより詳しく分析を加えたい。すなわち、(i)まず、解除の場合は元の債権譲渡の逆になるからという理由だけで、譲受人「X」の通知が必要であるときれたのであれば、やや形式的にすぎると、むしろ逆に、かかる場合には通常の場合と異なり、解除者に通知させるのが自然且実際的であるとして、Aからの通知で足りるとする構成も可能である。(ii)もっとも、それではAの安易な解除の通知を許すこととなり、解除の相手方「X」の利益の保護をはかる必要性が

あるという政策的配慮から、原判決がXからの通知を要求したのであれば、それなりに納得できる。(iii)しかし、そもそも民法四六七条の債務者への「通知」の趣旨は、二重払いの危険から債務者を保護するために、それなくしては譲受人の方から債務者に請求できないと定めてあるにすぎず、従つて、仮に(ii)の立場をとつたとしても、同条は本件の如き債務者の側から解除による復帰的譲渡を主張する場合をカバーしていかないものであるから、Xからの通知は不要といふべきか(しかも、債務者としては「承諾」してしまえば、同様の目的は達せられるから、Xの通知を要求する意味はあまりないことになる)。(iv)それともやはり、Xの利益保護を貫徹させるために、Xからの通知なくしては、Yは他への債権帰属を主張できないと言ふべきなのか(これは、債務者からの債権者確定のための必要要件としての「通知」とも言うべきものであり、前述の債務者保護の機能をもつ「通知」とは区別され、かかる場合には「承諾」による代替は許されないといふことになる)。

原判決は、理由を付することなく、(iv)まで要求しているようであるが、従来あまり議論されたことのない問題であり、結論的に、X「解除の相手方」からの通知を要求するか(iv)、Aからの通知で足りるとするか(iii)はかなり微妙なところと言えよう。

もつとも、本件では解除は無効と認定されているから、債務者「Y」の方から解除(債権の復帰的譲渡)を主張できないことは明らかであり、結局ここでの問題は、Aの通知により形成された、無効の解除による債権の復帰(及びそのBによる仮差押)という不実の外観を信頼した(原審は、(iv)まで要求しているが、Yとしては(iii)で足りると考えたわけである)Yは、債権の準占有者への弁済として保護されるかといふことである。評釈者としては、恰度、譲渡無効の場合に民法四七八条が適用される(大判大正七年一月七日民録二四輯二三一〇頁)裏面として、解除無効の場合にも適用されてもおかしくはなく、まさしく、本判決で述べられた「譲渡行為の瑕疵に関する誤信」の検討がなされるべきではなかったか、そしてYの前記「信頼(誤信)」は前述したようにかなり微妙な解釈論に関わるところであり、「過失」があるともまて言えないのではないかと、と思われる(それとも、最高裁が、この点のYの信頼を顧慮していかないのは、法の不知は許さず」ということなのであろうか)。

もとより、Yの過失を判断する基準時は、預担貸付・相殺の場合(最判昭和五九年二月三日民集三八卷三号四四五頁では、相殺時ではなく、貸付時が基準とされる)とは異なり、現実には弁済がなされた時点(昭和五四年一月二日)となるであろうが、その時

点においても、Yは解除が無効であったことは知らず、ただ、Bの仮差押の後に解除の撤回——従って、遡及的效果は生ぜず、第三者「B」が影響を受けることもない（民法五四〇条一項も参照）——の通知を受けたに止まり、最後まで差押債権者「B」の方が優先していると解して支払ったとも考えうるのである。しかし他方で、支払前にXからYに支払催告されており（同年九月二八日。もっとも、Xは八月末には他社からBの仮差押の事実を認識していたようであるが、この支払催告は通り一遍のもので、解除・仮差押との関係には言及されていない）、Yとしては、もっともA社やX社に譲渡の経緯を問いたすべきであったと言うこともできるのである（例えば、上告理由で引用される東京地判昭和三八年七月三〇日判時三四四号四二頁では、債権譲渡の真否に疑義があるときは、債務者としては譲渡人の調査だけでは足りず、譲受人に対しても照会等で真偽を確かめるべきであるとして、民法四七八条による保護を否定しているが、債務者が住友銀行の事例であり、本件のY社の場合と同列に論じうるかという問題は残る）。もっとも、本件においては、YはA社（札幌市白石区東札幌に所在する）に対して連絡をとろうとしたが、それが叶わないうちにBの請求を受けたという事情もあり、さらにYとしては、遠隔地（豊橋市明海町）に所在するX社にも照会すべきであったとするか、また、Yの主張に

よれば、弁護士のない江別市の零細企業である同社に、民事執行法施行前に供託義務が課されていると言うべきか、評釈者にとつては、それらをYに要求するのは酷のようにも思われる。本件の解説・批評においては、例外なく本判決の結論が支持されているが、以上に述べたように、評釈者には、その価値判断は相当に微妙であるように感じられ（藤原・後掲批評九二二頁でも、周到にその点を指摘される）、本件の一・二審判決がYの保護をはかったのも領けるように思われる。

三 (1) なお、本判決では、「債権の準占有者」の要件を緩く解する従来の判例（例えば、最判昭和三七年八月二日民集一六卷九号一八〇九頁、最判昭和四一年一〇月四日民集二〇卷八号一五六五などは代理人自称者につき、大判昭和二年六月二日民集六卷四〇八頁は受取証書偽造者についても肯定する）に沿って、本件の劣後取立債権者もそれに当たるとする判断が示されており、これに対しては、民法四七八条の沿革に忠実に解する少数説の立場からの有力な批判がある（池田・後掲解説四六頁、後掲評釈一八四頁。また、下森・後掲解説一五頁でも、劣後債権者の債権準占有者性については慎重であるべきであるとする。しかし逆に、藤原・後掲批評九一七頁は、本判決よりも広い定式化を唱えている）が、もはやこの問題には立ち入らない。

(2) また、手続法の問題点として、本件では上告審の段階で、Y社が破産したために、上告審（法律審）において、金銭給付訴訟から破産債権確定訴訟（確認訴訟）への訴の変更が認められるかという点が、民訴法二二三条との関係で問われており、積極的判断が下された。そしてこれについては異論なく賛意が表せられている（加藤（和）・後掲解説六六頁などでは、ドイツにおける解釈論も参考とされている）。専門外の評釈者としては詳言することができないが、本件では、破産による中断及び異議ある債権に関する訴訟の受継（民訴法二二四条、破産法二四六条）に伴う訴の変更が問題とされており、むしろ「切り替え」の手続とも言いうるものであり（この点は、藤原・後掲批評九二二頁が指摘する）、実質的審理内容には変更のないケースであり、通常の変更に異なる例外的事案であることに注意されるべきであると思われる（なお、本判決の射程は、会社更生による中断・受継の場合（会更法六八条、一四九条）には及ぶであろう）。

本判決については、加藤和夫前調査官の解説（ジュリスト八六九号六五頁「時の判例」）、池田真朗助教授の解説（ジュリスト八七三号四二頁、法学教室別冊判例セレクト八六「民法五」）及び評釈（判評三四〇号一八〇頁）、藤原弘道判事の批評（民商九五卷六号九五〇頁）、吉

田光根氏の研究（判夕六二五号七九頁「銀行実務と民事判例」）、下森定教授の解説（昭和六一年度重要判例解説〔民法七〕）、柳沢秀吉助教の研究（名城法学三六卷四号一二五頁）、鎌田薫教授の解説（判例演習室一九八七「財産法八」）、及び花村治郎教授の解説（昭和六一年度重要判例解説〔民訴法五〕）、小林秀之助教授の解説（判例演習室一九八七「民訴法一〇」）などがある。

またさらに、評釈者は、Y社（樽前運輸有限公司。昭和三六年六月に設立され、昭和五三年七月より江別市角山四五〇―三に所在した）の破産管財人を務められた札幌在住の藤野義昭弁護士（御好意により、本件の訴訟記録及び関係書類に接する機会を得た。そして、それらを一覧すると、評釈でも述べたように、本件においてはA社による債権譲渡の解除がポイントとなつており（Y社は一番以来、有効であると主張している）、しかも同時期にA社の財政難による組織替え（身売り」とされる）がなされて、解除の撤回は、解除した旧代表者とは別のX社に好意的な新代表者（その後、X社で稼働している）によるものであり、Yとしては詐害行為をも懸念して、それには懐疑的であつたようである。それゆえに、Y社の譲渡解除への信頼に、もっと目が向けられるべきであつたように思われる。なお、研究会では、YはXに一部弁済した分については放置して、契約解除への信頼を一貫しておらず、「過失」の判断のファクターになつたので

はないかとの見解が出された（藤岡教授の発言）が、右弁済の頃には A—X間の譲渡につき何ら問題は生じておらず、来道したX社課長が、A社代表者の同行の下に金員を受け取ったようであり、やはり、解除を挟んで、事情は急変したようである。

（吉田邦彦）